

令和4年度 いじめ根絶・不登校対策委員会

白河市立白河第三小学校

1 定義と方針について

(1) いじめについて（詳細については「学校いじめ防止基本方針」を参照）

① 定義

「一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」（文部科学省）

② 方針

ア 人権尊重の精神を貫いた教育活動のもと、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させるとともに、教職員自らがそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていく必要がある。

イ いじめが生じた場合は、いじめられている児童生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題解決を図る。

(2) 不登校について

① 定義

「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」（文部科学省）

② 方針

ア 不登校の原因が心理的な問題だけでなく、いじめ、虐待、発達障害など複雑化、多様化していることを踏まえ、不登校の児童がどのような状態にありどのような援助が必要なのかを見極め、適切な働きかけやかかわりをもつことで、児童本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための援助をしていく必要がある。

イ 学校と家庭との関係を丁寧に構築するだけでなく、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、児童相談所、NPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完しつつ対応に当たる。

2 組織について

(1) 組織の設置

いじめ根絶及び不登校対策の取り組みの推進や改善、及び事案発生時の対応を中核となって行うために次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ根絶・不登校対策委員会」

② 構成員

☐校長 ☐教頭 ☐教務 ☐生徒指導主事 ☐養護教諭 ☐該当の学年主任及び学級担任

※ 必要に応じて以下の外部機関と連携する。

☐スクールカウンセラー ☐ソーシャルワーカー ☐児童相談所 ☐警察署 ☐市役所 等

③ 役割

ア 年間計画の作成、実施、検証、修正

イ 相談、通報の窓口

ウ 児童の行動や欠席状況などにかかわる情報の収集と記録、共有

エ いじめの疑いにかかわる情報や不登校傾向がみられた場合の組織的対応のための連絡・調整

オ いじめ及び不登校が発生した場合の対処

⇒会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応など

(2) 委員会招集の条件

【いじめの場合】

◇ 教職員、児童、保護者、地域の方のいずれかから、いじめに関する情報（いじめの兆候を含む）が入った場合に、学年主任に連絡し、管理職（校長及び教頭）と生徒指導主事へ報告し、委員会を招集する。緊急性を要する場合は、書面での記録を待たずに口頭で報告することとするが、該当児童の担任は情報や聞き取り、対応等について日時を明記して記録を残し、生徒指導個票に綴じる。

【不登校の場合】

◇ 連続3日以上欠席（出席停止・忌引き除く）の児童で、登校しぶりが懸念される児童がいた場合に、担任は「理解シート」を作成して学年主任に連絡し、管理職（校長及び教頭）と生徒指導主事へ報告し、委員会を招集する。「理解シート」をもとに委員会で情報を共有し、対応について検討する。対応後も、児童の反応や保護者からの要望があった場合は管理職と生徒指導主事へ報告し、必要に応じて委員会を招集する。

◇ 連続7日以上欠席（出席停止・忌引き除く）となった場合に、担任は学年主任に連絡し、管理職と生徒指導主事へ報告し、委員会を招集する。対応について検討し、「援助チームシート」を作成していく。対応後も、児童の反応や保護者からの要望があった場合は管理職と生徒指導主事へ報告し、必要に応じて委員会を招集する。

(3) 対応の留意点

【いじめへの対応】

① いじめられた児童への支援

事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発防止のため必要に応じて心理・福祉等の専門的知識を有する者の協力を得ていじめを受けた児童及びその保護者への支援や助言を行う。

② 取り巻きや傍観者への指導

いじめに同調したり、見ていたりしただけの児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場に立って、そのつらさや悔しさについて考えさせ、行動の変容につなげる。

③ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめへの対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、市教育委員会及び警察署と連携して対処する。特に、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると校長が判断し緊急性があるときには、直ちに警察署に通報し、協力を仰ぐ。

④ ネット上の書き込み等への対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係児童から聞き取り等を行い、被害にあった児童のケア等必要な支援を行う。また、書き込みの削除や書き込んだ事案への対応については、必要に応じて、警察署と連携して対応する。

【不登校への対応】

① 不登校児童への支援

校内で情報を共有するために、「理解シート」及び「援助シート」を作成して記録を累積することで、教員が共通理解のもとで一貫した指導・援助に当たれるようにする。

② 家庭との連携

不登校の児童と直接向き合っている保護者の不安や悩みは大きく、時にそれが児童の心身の状態に影響を及ぼすこともある。こうした保護者を支援することは、不登校児童本人にも間接的な効果を及ぼすことが期待できる。保護者に対し、学級担任や養護教諭が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したりと、適時適切な対応を行う。

③ 柔軟な受け入れ体制

不登校の本格化防止や再登校への準備段階として、保健室や相談室等の別室（教室以外の場所）を活用できるようにする。その際は、本人の意志、周囲への配慮、教員の共通理解、家庭への確認等を十分に整える必要がある。

3 重大事態発生時の対応

（１）該当する重大事態

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめや虐待により相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

※ 相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う。

③ 児童や保護者から学校生活に起因する理由で上記のような重大事態に至ったという申立があったとき。

（２）重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合は、市教育委員会に迅速に報告する。
- ② 報告する際は、校長もしくは教頭が現時点で判明している情報から報告内容をまとめ、速やかに第一報を報告する。

（３）重大事態の調査

① 調査の実施

- ア 重大事態の報告内容に基づき、市教育委員会が、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするのかを判断する。
- イ 学校が調査主体となる場合、市教育委員会から指導助言を得ながら実施し、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」から人的派遣を得る。
- ウ 市教育委員会が主体となって調査を実施することが適切と判断した場合は、「白河市いじめ等学校問題対策チーム」が主体となって調査を実施する。
- エ 重大事態が発生した場合は、調査組織の指示に従いアンケート調査等を実施し、調査組織に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- オ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際個人情報保護の保護に留意すること。